

## 電波割当制度に関する最近の取組等について

平成 29 年 9 月 15 日

規制改革推進室

- 前期の規制改革推進会議では、第 4 次産業革命の進展に伴い、新たな電波利用のニーズが拡大していることに対応する観点から、公共用周波数に焦点を当て、電波の有効利用に関する議論が行われた。同会議の答申を踏まえ、本年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画では、
- ・ 公共用周波数帯域の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の在り方の見直し
  - ・ 公共用周波数の民間開放に係る目標設定
  - ・ 官官・官民共用化の推進
  - ・ より効果的な周波数再編の促進（終了促進措置の拡充）
- 等について盛り込まれた。
- また、未来投資戦略 2017 では、上記の点に加え、
- ・ 公共用周波数に関する第三者による監査などを含む調査方法の在り方の検討
  - ・ 公共用周波数の価値の精査を行った上で、これを管理・有効活用するための方策・体制の在り方の検討
  - ・ 公共用周波数に対するインセンティブ付けなど、更なる再編促進の方策の検討
  - ・ 公共電波の有効活用に係る政府の管理体制の所要の見直し
- 等について盛り込まれた。
- 「公共用周波数の民間開放に関する緊急提言」（平成 29 年 5 月 30 日自由民主党行政改革推進本部官民電波利活用 P T）においても、公共用周波数の民間開放が「成長戦略に直結する行政改革」であるとの見地に立ち、
1. ブラックボックス状態の透明化、第三者機関による監査
  2. 公共用周波数を政府の資産として管理・活用
  3. 民間開放の目標設定
  4. 利用料設定など、民間開放のインセンティブの制度化
  5. 周波数割当行政の体制見直し
- について提言が行われている。
- なお、同提言では、「民間部門に割り当てられ有効に活用されていない周波数についても取組が必要である」との指摘もなされている。

- 本年9月11日の規制改革推進会議では、「技術革新や新需要への機動的対応に向けた電波割当制度の改革」として、官民の電波利用状況に関する情報開示の充実、電波利用料体系の再設計など、より有効に電波を利用する者に対し機動的に再配分するためのルールづくりが、「年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項」として決定された。

その際、安倍内閣総理大臣からは、「成長戦略の次なる最大のチャレンジは Society5.0 の実現であります。電波は正にその重要なインフラであり、かつ、本来、国民の財産であります。当然、これはたとえ民間に振り分けられているものであるとしても、しっかりと活用していかなければならないと、こう考えているわけであります。そのために、ダイナミックな利活用が可能となるように割当制度の改革は待ったなしであります。」との御発言があった。

(参考 1) 規制改革実施計画 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) (抄)

・ 電波周波数の調整・共用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	公共用周波数帯域の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の在り方の見直し	a 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。 b 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、調査方法の在り方を検討し必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論、結論を得次第順次措置	総務省
21	公共用周波数の民間開放に係る目標設定	周波数の有効利用の観点から、次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部門が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討し、結論を得る。	次期目標値見直しまでに検討・結論・措置	総務省
22	官官・官民共用化の推進	周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行う。	平成 29 年度検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、平成 32 年度結論	総務省
23	より効果的な周波数再編の促進	「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」(平成 26 年 12 月)において経済的価値も考慮した終了促進措置の改善の必要性が指摘されている点を踏まえ、周波数の効率的な使用や再編促進の観点から、終了促進措置について、民間事業者のみならず、公共業務用無線局への適用も視野に入れるとともに、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲として、移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費も考慮するなど、より柔軟な制度へ拡充させることについて検討する。	平成 29 年度検討・結論	総務省
24	実験試験局制度の周知徹底及び新たな試験的免許制度の検討	新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点より、以下の措置を講ずる。 a 実験試験局」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能となることについて周知徹底を図る。	a:平成 29 年度検討・結論・措置 b:平成 29 年度検討・結論	総務省

		b 申請・審査プロセスの透明化を図るため、申請者が同意する場合は申請時期・審査内容・免許交付の有無・決定時期等について、個別案件ごとに公開するとともに、当該実験が終了した後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常の免許の取得が可能とすることについて是非を検討する。		
--	--	---	--	--

(参考2) 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)(抄)

viii) 電波周波数の調整・共用

- ・周波数の有効利用の観点から、政府部門に割り当てられた周波数について、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。加えて、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、第三者による監査などを含め、調査方法の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。いずれも、来年度中に結論を得、順次措置を講ずる。
- ・次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部門が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討する。その際、米国・英国での先行事例も参考にしつつ検討する。
- ・政府部門に割り当てられた周波数の価値の精査を行い、これを管理・有効活用するための方策・体制の在り方についても関係省で検討する。
- ・周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行い、準備ができ次第、技術試験を行った上、平成32年度に結論を得る。
- ・周波数の効率的使用や再編促進の観点から、終了促進措置について、民間事業者のみならず、公共業務用無線局への適用も視野に入れるとともに、新たに電波の割当てを受け手が負担する費用の範囲として、移行期間中の既存免許人の円滑な業務承継に必要な経費も考慮するなど、より柔軟な制度へ拡充させることについて本年度中に検討し、結論を得る。また、政府部門に対するインセンティブ付けなど、更なる再編促進の方策についても検討を行い、結論を得る。
- ・周波数の調整・共用に係る上記取組の進捗状況を踏まえ、公共の電波の有効活用に係る政府の管理体制について、必要に応じて、所要の見直しを行う。
- ・新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点から、「実験試験局制度」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能となることについて周知徹底を図る。また、申請・審査プロセスの透明化を図るため、申請者が同意する場合は申請時期・審査内容・免許交付の有無決定時期等について、個別案件ごとに公開するとともに、当該実験が終了した後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常免許の取得を可能とすることについて、是非を本年度中に検討し、結論を得る。

## 公共用周波数の民間開放に関する緊急提言

平成 29 年 5 月 30 日  
自由民主党  
行政改革推進本部  
官民電波利活用 PT

第四次産業革命の進行に伴い、IoT、自動走行、自動飛行などをはじめ、あらゆるモノがつながり、これまで不可能だったサービスや機能が現実化しつつある。それを支える基盤のひとつが電波である。

電波の利用ニーズは、これまでもスマホの普及拡大などに伴い急速に拡大してきた（移动通信トラフィックは2010年から16年までに約20倍）。今後、第五世代移动通信システム（5G）が導入され、さらに第四次産業革命が加速していけば、より飛躍的な拡大が見込まれる。また、短期的には2020年の東京オリンピック・パラリンピックでも、電波の利用ニーズ拡大が見込まれる。

新たな電波の利用ニーズに応えるため、米国や英国では、公共用に割り当てられた周波数を効率化・再編し、民間開放する取組が進められている。平時は民間、必要なときは官が利用するといったダイナミックな共用技術の開発・導入の動きもある。

このような取組に関して、我が国は出遅れている。民間開放以前に、公共用周波数に係る情報開示すら十分ではなく、有効に利用されているかどうか不透明である。米英のように民間開放の目標設定もなされていない。このままでは、周波数の確保がボトルネックになり、第四次産業革命で我が国が後れをとることにつながりかねない。また、東京オリンピック・パラリンピックでの不十分な対応や混乱にもつながりかねないと危惧する。

政府の規制改革推進会議でも、同様の問題意識から検討がなされている。しかし、これは単に規制改革の課題ではない。国や自治体に割り当てられた周波数という、政府の保有する資産をいかに有効に利用し、新たな経済成長のボトルネックの種をいかにスピーディに解消するか。すなわち「成長戦略に直結する行政改革」である。当 PT では、こうした見地から、識者や関係省からの意見聴取、検討を行った。これを踏まえ、政府が緊急に取り組むべき施策を提言する。

### 1. ブラックボックス状態の透明化、第三者機関による監査

国や自治体に割り当てられた公共用周波数については、警察、防衛、消防などをはじめ、現状では、どこに割り当てられているのかさえ情報が開示されておらず、ほぼブラックボックス状態である。これでは民間開放はおぼつかない。米国の場合は、軍などの政府機関についても、利用機関と用途が詳細に開示されている。まず、米国並みの情報開示を行うよう、速やかに制度改正すべきである（電波法施行規則改正）。

また、公共用周波数がどれだけ有効に活用されているのかも不明である。現行の利用状況調査は、3年に一度なされる自己申告のアンケートが基本であり、十分なチェックとはいえない。平成25年に会計検査院から、需要調査も行わないまま公共機関に割当がなされ、有効活用されていなかった事例が指摘されたが、これは氷山の一角と考えられる。改善のため、第三者機関による監査、利用水準が低い場合の退出スキームなどを導入すべきである。

## 2. 公共用周波数を政府の資産として管理・有効活用

国や自治体に割り当てられた公共用周波数は、政府（国・自治体）の保有する資産である。資産価値を速やかに精査し、そのうえで財務省・総務省・行政改革推進本部等、関係省庁が連携し、政府の資産として管理・有効活用する体制整備を行うべきである。

なお、暫定的な概算として、公共用周波数の帯域の単価を57.5億円/MHzと仮定し、公共用周波数が占有・共用分を含め1290MHz幅（価値の高い3GHz以下の帯域で、共用帯域の半分が公共用と仮定）とすれば、資産価値は少なくとも約7.4兆円となる。また、この一部を民間開放して成長産業で有効に活用した場合、携帯通信会社の売上規模を参考にすれば（帯域あたりで試算すると210億円/MHzなど）、より大きな経済効果が期待される。

## 3. 民間開放の目標設定

公共用周波数の民間開放について、米国では「連邦政府用から1000MHz幅」、英国では「政府用から2022年までに750MHz幅」といった目標設定がなされ、成果があげられつつある。我が国ではこれまで、「移動通信用周波数のため2020年までに2700MHz幅を確保」（民間用・公共用のいずれからかは問わず）との目標（平成26年電波政策ビジョン懇談会最終報告）が示された例はあるが、公共用周波数の民間開放に焦点をあてた目標設定はなされていない。政府として目標設定を速やかに行うべきである。

目標値は、情報開示や利用状況の監査などを経て最終確定する必要があるが、米英の取組をベンチマークとして、「公共用周波数のうち少なくとも1000MHz幅を2022年までに民間開放」（資産価値は、前期の暫定的概算に基づき、3GHz以下の帯域で現状の半分以上を民間開放すると仮定すれば、少なくとも3.7兆円分）といった水準で設定すべきである。

## 4. 利用料設定など、民間開放のインセンティブの制度化

公共用周波数の民間開放を進めるためには、目標設定とともに、公共機関にインセンティブを与えることも重要である。他国でも実施ないし検討例があるように、効率的な利用と不用帯域の開放を進めるため、公共用周波数（国の機関用を含む）にも利用料を設定する、利用水準が低い場合にペナルティを課すなどの方策を速やかに検討すべきである。

## 5. 周波数割当行政の体制見直し

現在の周波数割当行政では、目標設定、官民それぞれへの割当、利用状況のチェックなどをすべて総務省が担っている。公共用周波数の民間開放に向け、このような体制のまま機能するのか、具体的には、横並びの役所のひとつである総務省が再編を大胆に進められるのか、割当とチェックを同じ総務省が担って機能するのかなどに疑義がある。また、割当機関に関して、他国に例があるような独立性の高い機関が必要でないかとの議論もかねてよりある。

こうした中、今回の緊急提言1～4に関わる総務省の取り組みが不十分であると判断された場合は、資産管理の観点から指令塔機能の切り離し（前記1で、資産管理・有効活用の体制整備）、チェック機能の切り離し（前記2で、第三者機関による監査導入）を速やかに行うべきである。

以上のとおり、本緊急提言では、「公共用周波数の民間開放」に焦点をあて、政府の取り組むべき施策を示した。しかし、本来は、課題はそれだけにとどまらず、民間部門に割り当てられ有効に活用されていない周波数についても取組が必要である。以上で提起した項目のいくつかは、公共用だけでなく民間部門にも応用する可能性が考えられる。

（以 上）